

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

《人口構造》

2025 年 3 月末時点での本市の人口は 30,052 人で、2020 年からは 1,300 人を超える減少となった一方、世帯数は 12,529 世帯で 2020 年から 494 世帯増加した。

人口減少が進む中で世帯数は増加していること、世帯当たり人員は減少していることから核家族化とその縮小の傾向がみられる。

また、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は総人口が減少に転じた 2000 年の 21,481 人をピークに減少しており、2020 年では 17,235 人（全体の 55.6%）まで減少している。対して、65 歳以上の老年人口は増加が進み、2020 年では 9,827 人（全体の 31.7%）となっている。

《産業構造》

本市の就業人口は 2000 年の 17,170 人をピークとして減少に転じ、2020 年に 5,239 人となり、産業別では第一次産業が 1,198 人、第二次産業が 4,047 人、第三次産業が 9,419 人と全ての産業で減少している。

《中小企業者の実態等》

佐賀県内経済情勢の先行きについては、「雇用・所得環境の改善や、各種政策効果が緩やかな回復を支えることが期待される」とされているが、中小企業の中でも小規模企業が多数を占める本市では、景気回復を実感するまでには他の自治体と比べて長い時間を要すると思われる。

市内事業者数も減少傾向が続いており、また、需要開拓や事業承継等の小規模事業者の課題も山積している。

このような実態に鑑み、限られた人員の中で設備投資を通じて労働生産性の向上を図るため、本計画を策定する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の設備投資を促し、同計画実現のため、計画期間中に 10 件程度の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、神埼市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種、全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は令和7年7月3日～令和9年7月2日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした先端設備等導入計画であれば認定しない。
- ・公序良俗に反する取組を行う事業者や反社会的勢力に関係する事業所に対しては認定しない。
- ・市税の滞納のある事業所に対しては認定しない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。